

第7章 自主規制機関

第1 監視委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関（証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会及び金融先物取引所）は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、当該機関に所属する会員などが法令や自主規制ルール等に基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査等を行うことになっており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば車の両輪としての役割を担っていると言える（附属資料1-6参照）。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査等の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは、自主規制機関が法令・自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場にもある。

監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っており、監査等の活動状況のヒアリングを行っている。

なお、各自主規制機関からの報告によれば、その活動状況等は以下のとおりである。

第2 日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成5年度（平成5年4月～6年3月）における活動状況は、以下のとおりである。

1 特別会員の加入

証券業務の認可を受けた金融機関に対しても自主規制体制を整備するための証取法改正（4年7月施行）に対応するため、証券業務の認可を受けた金融機関の加入が可能となるよう定款・諸規則の改正（6年3月施行）を行うなど体制整備を行った。この結果、平成6年4月1日、244の金融機関が特別会員として加入した。

また、日本証券業協会は、全国銀行協会連合会など特別会員の組織する団体等（6団体）と特別会員に対する監査業務等自主規制業務の執行の一部について委託する契約を締結している。なお、監査業務については、今後、当該団体の監査員に対して研修等を行い、特別会員に対する監査を実施する体制を整備することとしている。

2 監査の実施状況等

(1) 主な監査項目

協会員に対する監査は、有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等の禁止行為に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買注文の執行、受渡し、保管の管理状況、社内管理体制の整備状況等を監査項目として実施している。

(2) 監査の実施状況

原則として2年の周期で監査を実施しており、平成5年度は130社（国内証券会社105社、外国証券会社25社）の監査を実施している。

(3) 監査結果の概要

平成5年度における監査の結果を見ると、顧客カード・内部者取引に関する登録カードの作成遅延・記載不備、売買取引に関する確認書の徴求遅延、有価証券預り証の交付・回収遅延、営業員再研修等の受講遅延など営業活動、顧客管理に伴う規則違反及び

社内管理体制の不備等が認められている。

これら規則違反等のうち、特に改善を図る必要があると認められたものについては、当該協会員に対して改善状況報告書の提出を求め、必要な改善指導を行っている。

3 売買審査の実施状況等

(1) 売買審査業務の概要

売買審査の業務を行う店頭売買管理室は、自ら市場情報を収集し、株価・出来高や協会の関与状況の把握を行い、売買取引の内容に異常性が認められる銘柄、業務部店頭株式課から法令上の重要事実等株価形成に影響を及ぼす情報の連絡を受けた銘柄等について売買内容を調査し、必要がある場合にはさらに詳細な審査を行っている。

審査の結果、必要があれば、監査部による監査を要請するなど、これらの部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

(2) 審査実績

平成5年度における延べ調査銘柄数等は、以下のとおりである。

調査銘柄数（一定基準に該当し、抽出したもの）	1,782銘柄
価格形成に関して調査を行ったもの	858銘柄
内部者取引に関して調査を行ったもの	917銘柄
その他の観点から調査を行ったもの	7銘柄
審査銘柄数（調査の結果、さらに詳細な審査を要したもの）	41銘柄
価格形成に関して審査を行ったもの	21銘柄
内部者取引に関して審査を行ったもの	18銘柄
その他の観点から審査を行ったもの	2銘柄

なお、上記以外にも、不適正な行為の未然防止の観点から、リアルタイムに価格動向等を監視している。

(3) 審査結果の概要

審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、当該売買取引等に関与した協会員等に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じている。

また、不適正な取引とは認められないものの、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、協会員等に対し注意等を行っている。

さらに、売買取引の受託執行面についての指導も適時に行い、店頭市場における公正な価格形成の確保に努めている。

4 協会員に対する処分の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、1億円以下の過怠金の賦課、6か月以内の会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。

平成5年度に行った定款第25条に基づく処分は、過怠金の賦課が7件、総額84百万円となっている。

これらの内訳をみると、監視委員会の勧告に基づく行政処分に関連して行われたものが5件、総額58百万円、それ以外のものが2件、総額26百万円となっている。

第 3 証券取引所の活動状況

証券取引所の平成5年度（平成5年4月～6年3月）における活動状況は、以下のとおりである。

1 検査の実施状況等

(1) 主な検査項目

会員及び特別参加者に対する検査は、有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買注文の執行、受渡し、保管の管理状況、社内管理体制の整備状況等を主な検査項目として実施している。

(2) 検査の実施状況

おおむね2年の周期で検査を実施しており、平成5年度は、東京証券取引所においては72社（国内証券会社55社、外国証券会社11社、特別参加者6社）について、また、大阪証券取引所においては19社（国内証券会社）について検査を実施している。

(3) 検査結果の概要

平成5年度における東京証券取引所及び大阪証券取引所の検査結果をみると、委託手数料の徴収過誤、信用取引追加保証金の預託不足並びに現金取引買付代金、信用取引現引代金及び信用取引決済損金の立替え等がかなり認められている。

なお、検査の結果、法令等の違反や営業姿勢、内部管理体制等の問題があり、改善を図る必要があると認めた場合は、当該会員又は特別参加者に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている。

2 売買審査の実施状況等

(1) 売買審査業務の概要

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄のほか、株式部・債券部から売買取引の状況に異常性の認められる銘柄について、また、上場管理室からは有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報について連絡を受け、これらの銘柄等について調査・審査を行っている。審査の結果、必要があれば、考査部に対して特別考査の実施を要請するなど、各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

(2) 審査実績

平成5年度における延べ調査銘柄数等は、東京証券取引所においては、以下のとおりである。

調査銘柄数（一定基準に該当し、抽出したもの）	2,104銘柄
価格形成に関して調査を行ったもの	265銘柄
内部者取引に関して調査を行ったもの	1,767銘柄
その他の観点から調査を行ったもの	72銘柄
審査銘柄数（調査の結果、さらに詳細な審査を要したもの）	226銘柄
価格形成に関して審査を行ったもの	133銘柄
内部者取引に関して審査を行ったもの	64銘柄
その他の観点から審査を行ったもの	29銘柄

なお、上記以外にも株式部・債券部において、不適正な行為の未然防止の観点から、リアルタイムに多数の銘柄の価格動向等を監視している。

(3) 審査結果の概要

審査の結果、不適正な売買取引と認められた場合、当該売買取

引に関与した会員等に対して再発防止の観点から、処分を含め、内容に応じた措置を講じている。

また、不適正な取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期すよう注意を喚起している。

さらに、売買注文の受託執行面についての指導も適時に行うなど、取引所市場における公正な価格形成の確保に努めている。

3 会員に対する処分の概要

証券取引所は、会員が法令又は定款等諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第50条に定める事項に該当することとなったと認める場合は、当該会員を審問のうえ、1億円以下の過怠金の賦課、戒告、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。

また、会員が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は免許の取消しの処分を受けた場合には、同第55条により、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限を行い、又は除名を行う。

平成5年度に東京証券取引所が行った処分は、定款第50条に基づく過怠金の賦課が延べ6件、総額51百万円、定款第55条に基づく売買取引の制限を課したものが5件となっている。

これらの内訳をみると、監視委員会の勧告に基づく行政処分や監視委員会の検査に関連して行われた過怠金の賦課が延べ5件、総額46百万円、売買取引の制限を課したものが5件、それ以外の処分は、過怠金の賦課が1件、5百万円となっている。

また、平成5年度に大阪証券取引所が行った処分は、定款第50条

に基づく過怠金の賦課が1件、5百万円、定款第55条の規定に基づく売買取引の制限を課したものが5件となっている。これらはいずれも、監視委員会の勧告に基づく行政処分に関連して行われたものである。

第4 金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の平成5年度（平成5年4月～6年3月）における監査の実施状況等は、以下のとおりである。

(1) 主な監査項目

会員に対する監査は、金融先物取引の受託管理の状況、委託証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目として実施している。

(2) 監査の実施状況

平成5年度は、会員13社（銀行6、証券会社3、短資会社ほか4）に対して監査を実施している。

(3) 監査結果の概要

平成5年度における監査の結果を見ると、顧客カードの記載不備、口座設定約諾書の管理が十分でないもの等が認められており、これらについては是正を指導している。

第5 金融先物取引所の活動状況

金融先物取引所の平成5年度（平成5年4月～6年3月）における活動状況は、以下のとおりである。

1 考查体制の整備状況

会員に対する考查については、現在、取引所内に検討会を設け、考查規程に基づく考查実施体制及び考查内容について検討を行っており、平成6年度中に考查体制を整え、考查を実施することとしている。

2 取引審査部門の状況

取引審査については、取引が完全システム取引となっていることから、市場における個々の会員の取引について、取引監視専用のソフトウェアを開発し常時監視を行っており、必要に応じ、個別会員へのヒアリング等を実施している。